

申 請

平成24年5月28日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
野田 佳彦 殿

群馬県知事  
大澤 正明

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に  
基づく平成24年4月27日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。  
桐生市において産出された茶
- 2 解除を申請する理由  
別添資料のとおり。

## 出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

- 1 出荷制限を解除する範囲  
桐生市で生産される一番茶以降の茶
- 2 現在までの検査結果

品目	地点	採取日	測定値 (放射性セシウム Bq/kg)
生茶葉 (一番茶)	桐生市②	H23 5/24	450
荒茶 (一番茶)	桐生市②	H23 6/27	1,010
荒茶 (二番茶)	桐生市②	H23 8/1	300
飲用茶 (一番茶)	桐生市①		5.9
	桐生市②	H24 5/24	4.0
	桐生市③		5.3

### (※) 検査地点の選定方法

桐生市は、8haほどの茶の栽培面積があり、出荷される茶は旧桐生市内の北東部に位置する梅田地区で栽培されている。

桐生市では、製茶工場が1工場しかないため、その工場で製造される平成24年産の出荷予定の一番茶を異なるほ場毎に1検体ずつ採取し、3検体で検査を実施した。

検査地点の選定にあたっては、まず、前年度に検査を実施した1カ所のほ場（別添地図②）を選定し、次に、文部科学省の航空機モニタリング調査の結果、梅田地区で最もセシウム濃度の高い区域のほ場（別添地図③）を選定した。

さらに、地域的な広がりを考慮し、梅田地区の最南端に位置するほ場（別添地図①）を選定し、併せて3カ所のほ場を選定した。

### 3 解除後のモニタリング計画

解除後も、当面の間、収穫を実施する茶期ごとに、桐生市内3カ所の地点においてモニタリング検査を実施し、公表していく。なお、桐生市では二番茶の収穫は予定しておらず、次回の検査は平成25年度の予定である。

#### 4 出荷先等の把握

今回の解除申請地区である桐生市における茶の流通は、市内にある唯一の工場で行い、直売または自家消費されている。

これまでに、平成 23 年産茶については茶葉を全て処分済みであり、24 年産に向け、秋整枝及び春整枝を行い、栽培管理による放射性セシウムの低減対策を行った。

出荷先の管理については、これまでと同様に、出荷団体及びそれ以外の出荷者に対し、出荷先、販売先の記録の保存を求め、出荷先等を捕捉可能とする。

また、桐生市では食用に供する茶の生産はないが、今後、食用に供する茶の生産が開始された場合には、改めて検査を実施することとし、食用に供する茶の基準値である 100Bq /kg を超過した茶を流通させないよう文書及び巡回による指導を実施する。

なお、自家消費用の茶が出荷用の茶に混入しないように、桐生市及び関係事業者に指導を徹底する。

さらに、現在、出荷制限となっている渋川市で生産された荒茶については、引き続き流通させないよう、渋川市及び関係事業者に対し、指導を徹底するとともに、桐生市で産出された荒茶には、市町村名等の表示の徹底を図る。

#### 5 モニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

基準値を超える結果が出た場合には、即座に当該市からの茶の出荷自粛を要請する。また、周辺地域の広がりを確認するための検査を行う。



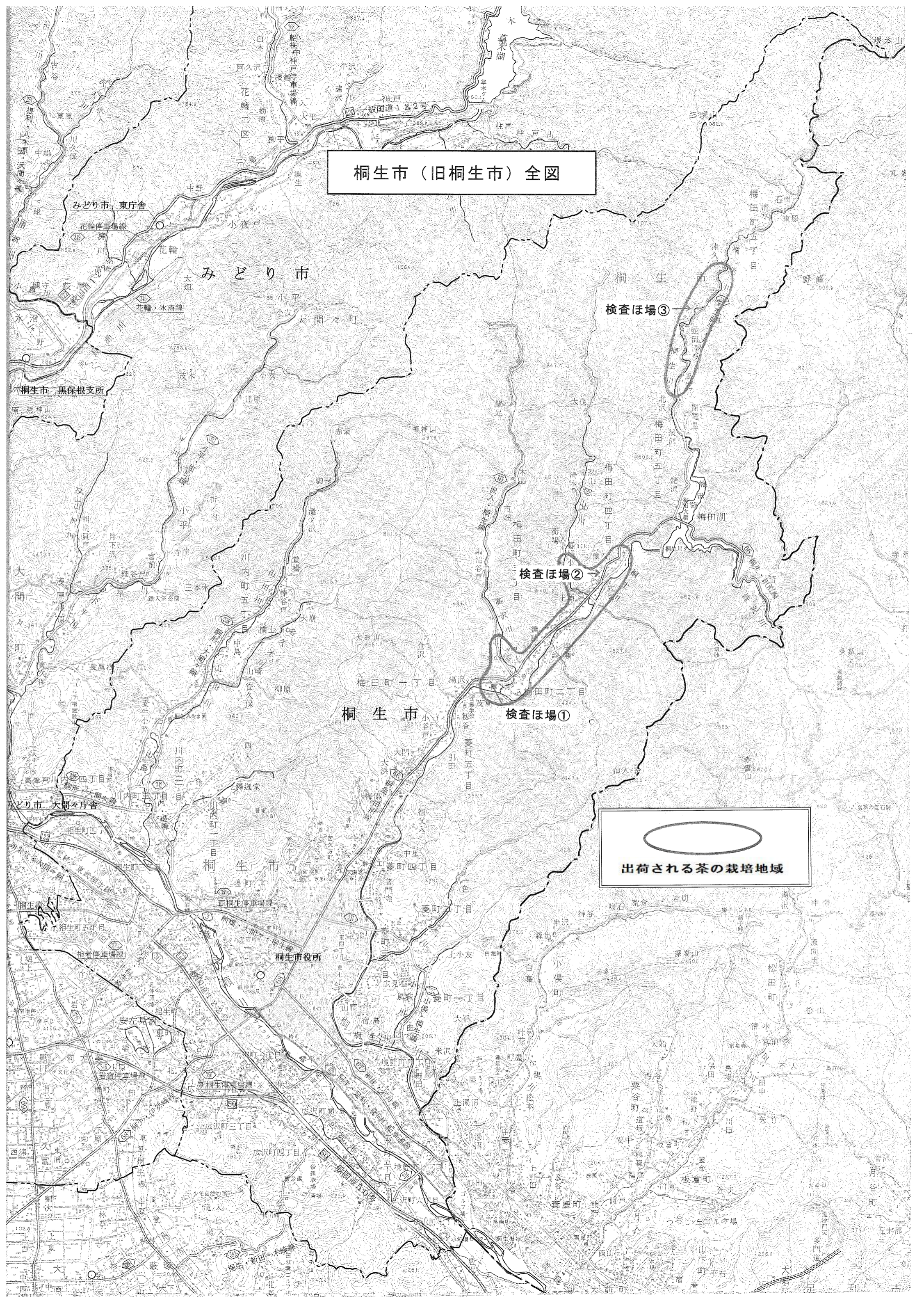
今回解除を申請する地域

出荷制限地域

市町村名	栽培面積	販売農家戸数
渋川市	15 ha	4
桐生市	8 ha	4

- ・栽培面積 : H18 農林水産統計年報より
- ・販売農家戸数 : H24 群馬県調べ

# 桐生市（旧桐生市）全図



検査ほ場③

検査ほ場②

検査ほ場①

出荷される茶の栽培地域